

特集 税の申告

所得税、市・県民税、贈与税

# 税の申告は3月16日(月)までに

## 申告は 所得税などは税務署へ 市・県民税は市税事務所または税務室へ

所得税などの国税は税務署に、地方税である市・県民税は市税事務所か税務室に、それぞれ3月16日(月)までに申告してください。なお、所得税の確定申告をした人は、原則として市・県民税の申告は必要ありません。

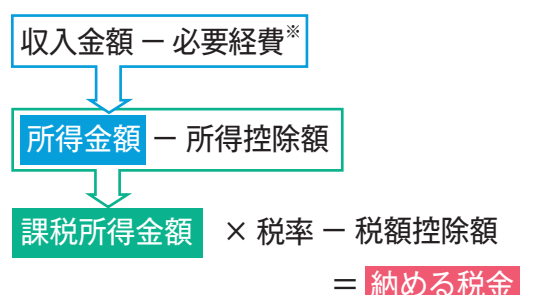
所得税は昨年の所得に課税され、市・県民税は昨年の所得を基に翌年度課税されます。このたび確定申告をするのは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間の所得に対する所得税などの金額を確定させるためのもので、市・県民税は、この所得を基に令和2年度の税額を決定します。

確定した税金を納める期限は、所得税は3月16日(月)です。市・県民税は、次の①～③のいずれか、または複数の納税方法で納めることになります。

- ①普通徴収(事業所得のある人<sup>※</sup>)  
税額を6月、8月、10月、12月の4回に分けて、納付書または口座振替で納付。
  - ②給与からの特別徴収(給与所得のある人)  
税額を6月～翌年5月の12回に分けたものを、給与支払者が給与から差し引いて納付。
  - ③年金からの特別徴収(令和2年4月1日において65歳以上で年金所得のある人)  
税額を4月～翌年2月の偶数月(6回)に、年金支払者が年金から差し引いて納付。
- また、災害で被害を受けたり、生活保護を受けることになるなど、納めることが難しくなった場合は、状況に応じて減免や猶予の制度があります。詳しくは、市税事務所市民税係か税務室へお問い合わせください。

### 税金の計算の仕方

所得税や市・県民税の計算は次のようになります。



<sup>※</sup>必要経費の額は、個人の事情によって異なりますが、給与収入と公的年金等の収入については、それぞれ「給与所得控除額」と「公的年金等控除額」として、収入に応じてあらかじめ決められています

### 税理士による確定申告の無料相談会を開催します

**【対象者】** ●年金受給者 ●医療費控除などを受ける人 ●年の途中で退職し年末調整の済んでいない人 ●災害による被害を受けた人

**【持参物】** 源泉徴収票(原本)や、り災証明など申告に必要なもの(あれば昨年分の申告書の控えも)

日時	会場
1/25(木)、26(金)、2/1(土)、2(日)の9:30～16:00	中国税理士会館4階(中区袋町4-15) ※駐車場はありません
2/7(金)、8(土)の10:00～16:00	エディオンアルパーク南店駐車場1階 ふれあい広場A・G・T(西区商工センター二丁目5-1)

◎中国税理士会 ☎247-7439、☎242-2602

## 1 まずは申告する必要があるか確認を

昨年1月から12月までの収入を整理しましょう

申告の流れを説明します



## 2 さまざまな控除が受けられます



配偶者控除や扶養控除など、受けられる控除の確認をしましょう

## 1 申告が必要な人、不要な人

### 所得税などの申告が必要な人

#### 所得税・復興特別所得税

昨年中の所得の合計額が所得控除(基礎控除、配偶者控除、扶養控除<sup>※</sup>)の合計額を超える人が対象です。

- 事業所得がある人 ●不動産所得がある人
- 土地や建物などの譲渡所得がある人<sup>※</sup>

サラリーマンで、

- ①給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ②給与を1カ所から受け、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、給与所得または退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ③給与を2カ所以上から受け、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得または退職所得以外の所得との合計額が20万円を超える人<sup>※</sup>

年金受給者で、

- ①公的年金等の収入金額が400万円を超える人
- ②公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等の雑所得以外の所得が20万円を超える人<sup>※</sup>

### 贈与税

●昨年中に個人から贈与を受けた財産の価額が、合計して110万円を超える人<sup>※</sup>

### 消費税・地方消費税

●平成29年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者(課税事業者届出書を提出していない事業者は、速やかに提出してください)<sup>※</sup>

### 市・県民税

#### (1) 申告が必要な人

- ①令和2年1月1日現在、市内に住んでいて、昨年中に所得があった人(右記の「(2) 申告が不要な人」に該当する人を除きます)
- ・サラリーマンで、1カ所からの給与所得以外の所得が20万円以下の人
- ・公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等の雑所得以外の所得の合計が20万円以下の人
- ②令和2年1月1日現在、区内に店舗や家があつて、その区内に住んでいない人

#### (2) 申告が不要な人

- ①所得税の確定申告をした人(住民税が源泉徴収された上場株式の配当所得等について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、令和2年度の市・県民税の納税通知書が送達されるまでに申告が必要です)
- ②昨年中の収入が給与収入のみで、勤務先から「給与支払報告書」が提出されている人<sup>※</sup>
- ③昨年中の収入が公的年金等の収入のみの人<sup>※</sup>
- ④市・県民税が非課税になる人(障害者、未成年者、寡婦・寡夫などで昨年の合計所得金額が125万円以下の人<sup>※</sup>)
- ※②③に該当する人でも、源泉徴収票に記載のない控除を受ける場合は、所得税または市・県民税の申告が必要です

●所得金額、所得控除の内容により掲載内容と異なる場合があります。詳しくは管轄の税務署、市税事務所か税務室へお問い合わせを ●医療費控除、社会保険料控除などを受け、所得税の還付を受けたい人は、掲載内容にかかわらず確定申告をしてください

### 平成30年7月豪雨などで被害を受けた人へ

災害により、住宅、家財、自動車などの資産に被害を受けた人は、雑損控除などにより、所得税や市・県民税などが軽減される場合があります。

- 申告に必要な書類
  - ・り災証明書(写しでも可) ※交付を受けていないが損失額がある人は、被害状況が分かるもの(写真<sup>※</sup>)
  - ・被害を受けた家財や自動車などの取得時期、取得価格が分かるもの(売買契約書、領収書<sup>※</sup>)
  - ・被害を受けた資産の修繕費、取り壊し費用、除去費用などが分かるもの(領収書、請求書、見積書<sup>※</sup>)
  - ・被害を受けた資産について、保険金や補助金を受け取った場合(見込みを含む)、その金額が分かるもの(支払通知書、通帳の写し<sup>※</sup>)

## 2 所得税、市・県民税の控除の例

①介護保険料、②後期高齢者医療保険料、③国民健康保険料  
平成31年1月1日から令和元年12月31日までに納めた①～③の保険料は、社会保険料控除の対象となります(延滞金は対象となりません)。金額は次の書類などで確認できます。納付額が不明な場合は、区健康長寿課(東区は福祉課)または区保険年金課にお問い合わせください。

⑦年金から天引きされた保険料  
日本年金機構などが1月に送付する「公的年金等の源泉徴収票」

⑧納付書で納めた保険料  
領収証書(領収日が平成31年1月1日から令和元年12月31日までの額の合計です)

⑨口座振替で納めた保険料  
市が昨年12月下旬に送付した「口座振替納付済通知書」(口座振替申し込み時に送付を希望した人のみ)

※⑧と⑨の保険料について社会保険料控除を受ける場合は、確定申告が必要です。また、申告の際に、⑦の保険料があるときは、併せて申告してください

※確定申告などの際に、上記書類の添付は必要ありません

## 3 パソコンなどで申告書の作成

### 申告書の入手方法

- 所得税の確定申告書→国税庁ホームページ、税務署<sup>※</sup>
  - 市・県民税の申告書→市ホームページ、市税事務所市民税係か税務室
- 申告の際に必要な書類は、個人の事情によって異なります。詳しくはそれぞれのホームページや各税務署、市税事務所か税務室へご確認ください。

また、申告書にはマイナンバーの記載が必要です。①マイナンバーカードか、②通知カードなどマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類(運転免許証や国民健康保険証<sup>※</sup>)の提示か写しの添付が必要です。

### 申告の手引きなどを見ながら間違えないように作成しましょう

申告の手引きなどを見ながら間違えないように作成しましょう

## 4 申告は必ず期限までに

期限を過ぎると、無申告加算税や延滞税がかかります

確定申告した場合は、市・県民税の申告は原則不要です

確定申告した場合は、市・県民税の申告は原則不要です

確定申告した場合は、市・県民税の申告は原則不要です

確定申告した場合は、市・県民税の申告は原則不要です

確定申告した場合は、市・県民税の申告は原則不要です

確定申告した場合は、市・県民税の申告は原則不要です

確定申告した場合は、市・県民税の申告は原則不要です

確定申告した場合は、市・県民税の申告は原則不要です

今年も所得税の確定申告、市・県民税の申告などの時期になりました。所得税などの確定申告や市・県民税の申告が必要な人、申告・相談窓口などを紹介します。窓口や申告会場は毎年大変混雑しますので、郵送での提出や、確定申告をする人はパソコンやスマートフォン、タブレット端末からの電子申告(e-Tax(イータックス))をぜひご利用ください。

所得税については各税務署(問い合わせ先下記)、市・県民税については市税事務所市民税係か税務室(問い合わせ先下記)、市民税課(☎504-2263、☎504-2129)

## ④医療費控除の対象になる介護保険サービスの利用者負担

■居宅サービスに係る医療費控除(要支援者へのサービスを含む)

利用者負担のうち、サービス費：左記のサービスと併せて、下のサービスを利用した場合、利用者負担のうちサービス費用の1割、2割部分が控除対象になるサービス

- 訪問看護 ●訪問リハビリテーション ●訪問介護(生活援助サービスは除く)
- 居宅療養管理指導 ●居宅介護(生活援助サービスは除く)
- 短期入所療養介護(食費・滞在費含む) ●看護小規模多機能型居宅介護(食費・滞在費は除く)
- 定期巡回・随時対応型訪問看護(一休型事業所で訪問看護を利用しない場合と連携型事業所に限る)
- 市が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」のうち、訪問介護サービス、1日型デイサービス、短時間型デイサービス

## ■施設サービスに係る医療費控除

利用者負担のうち、サービス費用の1割、2割または3割負担部分、食費、居住費が、次の割合で控除対象になります。

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、地域密着型介護老人福祉施設 → 2分の1が控除対象
- 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院 → 全額が控除対象

## ⑤その他の控除対象

■寝たきりや認知症などの65歳以上の人  
障害の程度が身体障害者か知的障害者に準ずるとして、区健康長寿課(東区は福祉課)から認定を受けた場合、障害者控除の対象になります。

## ■寝たきりの高齢者などのおむつ代

医師からおむつ使用証明書の発行を受けた場合、医療費控除の対象です。平成30年分の申告でおむつ代の医療費控除を受け、平成30年から令和元年中に介護保険の認定を受けた人で、一定の要件を満たせば、区健康長寿課(東区は福祉課)で発行する証明書、医師のおむつ使用証明書に代えることができます。

区	①・④☎	②・⑤☎	③☎
中	504-2478	504-2570	504-2555
東	568-7732	568-7730	568-7711
南	250-4138	250-4107	250-8941
西	294-6585	294-6218	532-0933
安佐南	831-4943	831-4941	831-4929
安佐北	819-0621	819-0585	819-3909
安芸	821-2823	821-2808	821-4910
佐伯	943-9730	943-9729	943-9712

☎①②④⑤区健康長寿課(東区は福祉課)、③区保険年金課(☎は6<sup>♯</sup>左)

## ご注意 確定申告書作成の際には「住民税に関する事項」の記載を忘れずに

- 同一生計配偶者や16歳未満の扶養親族、配当割額控除額など、該当があれば必ず記載してください
  - 次の寄付先へ寄付金を支出した人は、「寄附金税額控除」欄(右記の見本参照)に必ず記載してください
- | 寄附金税額控除(特例控除対象)                                 | ① |
|---|---|
| 都道府県、市区町村分(住所地の共同募金・日本赤十字、都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)) | ② |
| 都道府県  | ③ |
| 市区町村  | ④ |
- ①都道府県・市区町村(ふるさと納税<sup>※</sup>) \*1 \*2  
②令和2年1月1日現在の住所地の共同募金または日本赤十字支部 \*2  
③令和2年1月1日現在の住所地の都道府県が条例で指定している団体  
④令和2年1月1日現在の住所地の市区町村が条例で指定している団体
- \*1 災害義援金として日本赤十字社や中央共同募金会などの募金団体に寄付したものと、最終的に被災地地方団体や義援金配分委員会に拠出されるものは、①の欄に記載してください  
\*2 令和元年6月1日以降のふるさと納税に係る総務大臣の指定がない都道府県・市区町村への寄付金(特例控除対象以外)は、②の欄に記載してください
- ※記載漏れや誤りがあると、市・県民税の控除が受けられない場合がありますので、ご注意ください

## 4 申告の相談、申告書の提出先

### 所得税、贈与税、消費税・地方消費税は管轄の税務署へ

- 広島東・南・西・北、廿日市、海田税務署の合同申告会場  
【日時】2月17日(月)～3月16日(月)  
受付：午前8時半～午後4時 相談：午前9時～午後5時(混雑状況によっては、午後4時以前に受け付けを終了する場合があります)  
【会場】「NTTクレドホール」基町クレド(パセーラ1階・中区基町6-7B)
- ※廿日市、海田税務署を除き、税務署内に申告会場は設けていません

管轄区域については、

区分	電話番号
広島東	227-1155
広島南	253-3281
広島西	234-3110
広島北	814-2111
廿日市	0829-32-1217
海田	823-2131
吉田	0826-42-0008

これで申告完了!

確定申告した場合は、市・県民税の申告は原則不要です

確定申告した場合は、市・県民税の申告は原則不要です

確定申告した場合は、市・県民税の申告は原則不要です

確定申告した場合は、市・県民税の申告は原則不要です

### 市・県民税は市税事務所市民税係または税務室へ

- 申告相談  
申告相談は、各区役所や公民館などで行います。場所や日時など、詳しくは2月1日号の「ひろしま市民と市政」の各区版でお知らせします
- 申告書の提出先  
市税事務所市民税係か税務室

◎市税事務所市民税係、税務室(☎は6<sup>♯</sup>左)

市税事務所	担当区	係	電話番号	税務室	電話番号
中央(中区役所内)	中区	第一市民税係	504-2564	南(南区役所内)	250-8946
東部(東区役所内)	東区	市民税係	568-7719	安芸(安芸区役所内)	821-4913
西部(西区役所内)	西区	第一市民税係	532-0942	佐伯(佐伯区役所内)	943-9716
北部(安佐南区役所内)	安佐南区	第一市民税係	831-4935	安佐北(安佐北区役所内)	819-3913
	安佐北区	第二市民税係	831-5016		

★いずれも、土・日曜日、祝・休日は申告の相談などを行いません。ただし、NTTクレドホールでは2月24日(休)、3月1日(日)に広島東・南・西・北税務署管内の人に限り申告の相談と受け付けを行います